

分子シミュレーション学会表彰規則

平成 10 年 12 月 10 日 総会承認
改訂 平成 18 年 11 月 28 日 総会承認
改訂 平成 20 年 11 月 18 日 総会承認
改訂 平成 30 年 11 月 29 日 総会承認

(目的)

第 1 条 表彰については、本規則の定めるところによる。

(表彰)

第 2 条 表彰は毎年度、次に掲げる賞を授与して行う。

分子シミュレーション学会学術賞 賞状および記念品 原則 1 名以内
本会正会員（法人会員に所属する個人を含む）または学生会員であって、
分子シミュレーションに関する研究において、その業績が顕著であると
認められる個人。ただし、表彰を受ける年の 4 月 1 日現在で満 40 才以下
の者に限る。

また、学術賞受賞者の中で、特に分子シミュレーション方法論の研究に
おいて、顕著な業績が認められた者については、能勢賞を授与する。

(推薦手続き)

第 3 条 本会会員は、第 2 条の各賞受賞候補者を幹事会に推薦できる。

(選考)

第 4 条 選考は、幹事会の中に設ける選考委員会が行う。選考委員会については別に定める。

(表彰式・記念講演)

第 5 条 表彰式は原則として当該年度の分子シミュレーション討論会において
行い、受賞者は記念講演を行う。

(推薦書の様式および推薦事務手続き)

第 6 条 推薦書の様式については別に定める。

附則

1. この規則の改正は総会の議を経て定める。
2. この規則は、平成 20 年 11 月 18 日より施行し、平成 21 年度より適用する。
3. この規則は、平成 31 年 1 月 1 日より施行する。